

独立行政法人高齡・障害者雇用支援機構法案の概要

日本障害者雇用促進協会と(財)高年齢者雇用開発協会の業務の一部が移行する独立行政法人「高齡・障害者雇用支援機構」を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等について定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

< 概要 >

1. 法人の名称

独立行政法人高齡・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）とする。

2. 法人の目的

機構は、高年齢者等を雇用する事業主に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他の福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

3. 資本金

国、日本障害者雇用促進協会及び中央高年齢者等雇用安定センター（(財)高年齢者雇用開発協会を指定）からの承継により政府から出資があったものとされた金額とする。

4. 役員

理事長及び監事2人を置く。理事5人以内を置くことができる。

5. 業務の範囲

機構は、次の業務を行う。

- ・ 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主等に対して給付金を支給すること
- ・ 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主等に対して相談その他の援助を行うこと
- ・ 労働者に対して、その高齡期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと
- ・ 障害者職業センターの設置及び運営を行うこと
- ・ 障害者職業能力開発校の運営を行うこと
- ・ 納付金関係業務及びこれに相当する業務を行うこと
- ・ 障害者となった労働者の雇用を一定期間以上継続する事業主に対して給付金を支給すること
- ・ 障害者の技能に関する競技大会を開催すること など

6. 施行期日

公布の日から施行（法人の設立は、平成15年10月1日）。